

厚真町における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年3月31日

厚真町長 宮坂 尚市朗

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

あつま地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年9月30日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数	あつま地区	個人	242経営体
		法人	15経営体
		任意組織	1経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構による事業を活用し、面的に集約された形で担い手への農用地の集積を進め、耕作放棄地の発生防止を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

農地の有効活用を図り、規模拡大により生産性を向上させるとともに、農業用機械等を更新し、生産費のコストダウンを図る。また、新規就農者等の労働力を確保するとともに、生産技術や生活支援等の面でフォローアップを行い、将来的には地域の担い手として育成する。

以上